

## 「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業」の申請手引き

自治会等の雪寄せ場確保の一助とするため、空き地を所有されている方が自治会等との話し合いのうえ、当該自治会住民の雪寄せ場として自治会等に無償で空き地を貸し付けした場合、翌年度の固定資産税の一部を減免する制度です。

市民及び市直営・業者が排雪時に使用する「雪捨て場」、市委託業者が除雪時に使用する「雪押し場」は固定資産税の減免対象となりません。

「雪捨て場」とは、市民や市直営及び業者等が排雪した雪をトラック等で運搬し雪を捨てている場所で、主に河川敷等のことを言います。

「雪押し場」とは、市直営及び市委託業者が除雪作業時に堆積するために、市内の空き地（官地等）へ雪を押ししている場所のことを言います。

「雪寄せ場」とは、土地所有者が自治会等に無償で空き地を貸与し、地域住民が除雪した雪を堆積する土地のことを言います。

### 【要件】

- ①対象となる土地は、自治会内にある原則500㎡を超えない課税地目が宅地または、雑種地であること。（田畑・山林原野等は対象外）  
※ただし、500㎡を超える場合は相談して下さい。
- ②土地所有者と自治会等が雪寄せ場として無償での土地の貸借契約（土地使用無償貸借契約）を書面により締結すること。
- ③雪寄せ場としてのみ使用すること。（期間中、他の使用（駐車等）は不可）
- ④一つの自治会で2箇所までとする。（ただし自治会の規模等により特に3箇所以上必要と認められる場合はこの限りではない）  
※1箇所は1筆とします。
- ⑤貸借期間は12月から翌年3月31日までの間とする。
- ⑥公道に接していること、または通行に制限のない私道等に接していること。
- ⑦道路との高低差が著しく、雪寄せ場としての使用に適さない土地でないこと。
- ⑧その他、明らかに雪寄せ場として使用に適さない土地でないこと。
- ⑨近隣に既に雪寄せ場として使用出来る市有地や公園、自治会等所有敷地がある場合は、雪寄せ場設置箇所数に含むものとし、減免対象となりません。

### 【減免割合】

- 貸付期間は12月1日から翌年3月31日までの間とし、事業に利用した月数（1箇月に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）に応じ、翌年度の当該土地の固定資産税額を減免します。

### 【手続き】

届出から減免までの流れは以下のようになります。

- ①土地所有者と自治会等で協議

- ・土地所有者（以下、納税義務者含む）と自治会等で協議して、事業対象となるか「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 事前確認願」（様式第1号）及び位置図、案内図を建設課へ使用開始する14日前まで届出してください。
- ・建設課で「事前確認願」受理後、税務課へ照会し、建設課で現地確認、税務課で土地所有者・地積・地目等を確認します。
- ・現地確認、土地所有者・地積・地目等の確認結果（対象・非対象）を、建設課から「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 事前確認通知書」（様式第2号）により申請者へ通知します。

#### ②土地使用貸借契約締結

- ・土地所有者と自治会等で土地使用無償貸借契約を書面で締結してください。

#### ③設置確認届出書作成

- ・自治会等は、「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 設置確認願（申請）」（様式第3号）を作成し、「土地使用無償貸借契約書」及び「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 事前確認通知書」（様式第2号）の写し及び「同意書」（様式第4号）を添付して、使用開始する前日まで建設課へ届出してください。
- ・建設課で「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 設置確認願（申請）」受理後、税務課へ情報提供し、集約された届出情報を整理し、「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 設置確認通知」（様式第5号）を建設課から送付します。

#### ④小規模雪寄せ場事業の活用

- ・建設課から送付された「設置確認通知」を受領後、事業活用してください。
- ・建設課及び税務課職員は雪寄せ場の活用実態調査のため、立ち入り調査をします。

#### ⑤固定資産税減免申請

- ・税務課で翌年度の5月上旬に固定資産税の「納税通知書」を土地所有者へ発送します。
- ・土地所有者は、「納税通知書」を確認し「設置確認通知」の写しを添えて第1期納期限の7日前までに減免申請書を税務課へ提出してください。  
（この時点で納付は保留）
- ・税務課から「減免決定通知書」と減免承認後の「納税通知書」を発送しますので、これにより納付してください。

### 【提出書類】

- ①北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 事前確認願 （様式第1号）
- ②北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業 設置確認願（申請） （様式第3号）
- ③同意書 （様式第4号）
- ④北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業土地使用無償貸借契約書  
※契約書のひな形は建設課管理係にあります。
- ⑤案内図（住宅地図等）、位置図（地番の入った図面等）。

### 【自治会等小規模雪寄せ場事業 設置確認届出期間】

使用開始する前日まで

※事前確認願を申請し、事前確認通知で申請地が「可」となっていること。

**【その他】**

「北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業の注意事項」をご確認ください。

**【問合せ先】**

建設課管理係 TEL：72-3116（雪寄せ場に関する事）

税務課市税係 TEL：62-1116（固定資産税減免に関する事）